

記入例2: 建設業

企業再建計画書

●●年●●月●●日

ご署名またはゴム印（社判）を押印ください。
（ただし、日本公庫ダイレクトの専用会員の方が資料授受機能で提出される場合は、入力で差支えありません。）

住所 ●●県●●市●●●●-●●

商号又は屋号 国民建設

代表者名 国民 太郎

1 現行の経営状況・問題点

- 平成●●年創業の建築工事業
- 大手ゼネコンからの下請け工事を中心に受注を確保している。
- 1社傾注の工事受注を行ってきたが、主力先の業況不振と公共工事の減少により受注が減少している。
- 資金繰りの観点から、不採算な受注をやむを得ず受けている。
- 1社傾注で採算が採れていなかったため、新規先開拓にかかるノウハウがない。
- 業界全体の人手不足に伴い外注費が高止まりしている。
- 新営業所を借入主体で取得したため、借入負担が重い。

2 業績悪化の要因

- 29/12期は、公共工事減少に伴い売上が減少、新営業所を取得したことに伴い資金繰りが悪化した。
- 30/12期は、主力先である大手ゼネコンの業況不振の影響を受け売上が減少。経費面については、不採算受注及び外注費負担から、赤字幅が拡大。人材不足のため新規取引先の開拓が進まず、売上回復に至っていない。
- 財務面は、新営業所の取得に伴う借入増加により悪化している。

3 事業再構築計画の具体的内容

- 主力先に対して、受注単価上昇の交渉を行う(随時)。
- 営業担当者を採用し、新規取引先の開拓を行う(元/12期)。
- 外注は、コスト、設備・技術力、労務管理等の評価基準を設定し発注の可否を判断することで、受注内容に沿った外注を使用し、外注費を削減する(随時)。
- 不採算受注を抑制し、収益を確保する(元/12期、2/12期)。
- 収益を確保し、借入金を圧縮する(随時)。
- 特定建設業の許可を取得し、元請工事の割合を増やして収益力向上を図る(5/12期)。

4 前3を踏まえた今後の事業見通し

- 新規取引先開拓に伴う1社傾注からの脱却、受注内容に沿った外注の使用の定着化による外注費削減、不採算受注抑制による粗利改善を図ることで、2/12期の黒字転換を目指す。
- 借入金の圧縮により、5/12期の債務超過解消を目指す。

5 業績推移と今後の計画

(単位:千円)

	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	最終目標
	6年3月 期	7年3月 期	8年3月 期	9年3月 期	10年3月 期	13年1月 期
売上高	82,564	88,563	94,522	100,000	110,000	130,000
売上原価	51,189	51,448	55,240	58,000	63,800	75,400
うち減価償却費	0	0	0	0	0	0
売上高総利益	31,375	37,115	39,282	42,000	46,200	54,600
販売管理費	35,246	37,652	37,650	38,000	38,500	39,500
人件費	18,562	22,569	22,500	22,500	23,000	23,500
うち役員報酬	0	0	0	0	0	0
減価償却費	450	400	350	320	300	250
営業利益	-3,871	-537	1,632	4,000	7,700	15,100
営業外収益	15	15	15	15	15	15
営業外費用	826	842	810	790	760	725
経常利益	-4,682	-1,364	837	3,225	6,955	14,390
特別損益	0	0	0	0	0	0
法人税等	70	70	70	70	70	70
当期純利益	-4,752	-1,434	767	3,155	6,885	14,320

6 借入金の返済計画

(単位:千円)

借入先	前期実績	今期見込	計画1期目	計画2期目	計画3期目	最終目標	
	6年3月 期	7年3月 期	8年3月 期	9年3月 期	10年3月 期	13年1月 期	
既存借入金	日本公庫	19,560	17,250	30,500	27,211	26,000	20,000
	〇〇信用金庫	35,263	33,265	29,560	27,560	25,000	22,000
新規借入金	日本公庫	0	15,000	0	5,000	0	0
	〇〇信用金庫	5,000	0	5,000	0	0	0
合計	59,823	65,515	65,060	59,771	51,000	42,000	

7 その他【企業再建資金(企業再生貸付)の対象者要件】

 下記記載事項を確認し、理解しました。

本資金は、「合理的な理由なしに企業再建計画の実行を怠らないことおよび企業再建計画に記載された事項に背反しないこと」が対象者要件であることを確認します。ただし、適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方については、加えて、「融資後2年間、毎期税務申告書および決算書(勘定科目内訳明細書を含む。)(個人企業においては、確定申告書(青色申告決算書または白色申告の場合は収支内訳書を含む。))等の資料を公庫に提出し、業況等の報告を行い、また、調査に必要な便益を提供すること」が対象者要件であることを確認します。

(令和7年3月)